

こども誰でも通園制度実施に伴う子ども・子育て支援事業計画の変更について

1 概要

(1) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の事業概要

令和 8 年度 4 月から全国の市区町村で「こども誰でも通園制度」が開始されます。

項目	内容
対象者	0 歳 6 か月～満 3 歳未満の未就園児で、就労状況に関係なく利用可能
利用可能時間	月 10 時間を上限として、時間単位での利用が可能
実施主体	市区町村
目的	①全ての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備 ②多様な働き方・ライフスタイルへの支援を強化 ③育児中の孤立感の軽減と地域とのつながり創出 など
市内実施施設 (予定)	○公立園 豊殿保育園、まるこ保育園 ○私立園 あそびの森あきわ、みのり保育園 ※かんぎおん、にしおかが R8 年度中の実施を希望している。

(2) 今回の協議事項

制度の創設に向けて、国では子ども・子育て支援法に基づく基本指針が令和 7 年 9 月に改正されています。

改正後の基本指針では、「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容」が追加されており、上田市においても、第 3 次上田市子ども・子育て支援事業計画の修正（追加）が必要となっています。

2 内容の検討

(1) 国からの通知等

【内閣府事務連絡より抜粋】

○教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続について

乳児等通園支援事業は、満 3 歳以上の児童を対象としていないことから、幼稚園に対して満 3 歳児クラスの活用を働きかけることや、満 3 歳児クラスが無い地域においては、その設置を働きかけること等により教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めること。

【国からの Q A より抜粋】

具体的な記載内容は、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することでできる体制を整備することや、幼稚園における満 3 歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援していく等の記載が考えられます。

(2) 第3次上田市子ども子育て支援事業計画の修正（追加）（案）

第4章 施策の展開

基本目標1 命の誕生とこども・若者の健やかな成長を支えます

基本施策（3）就学前教育・保育の質の向上

施策の内容 ⑥ 幼児教育・保育の提供体制の確保

修正前	幼児教育・保育の提供体制の確保
	☆ 幼稚園における長時間の預かり保育や2歳児を対象とした受入れの推進、また、地域の保育ニーズに合わせた既存の保育所等の定員構成の見直しなど、既存の保育・教育資源を最大限活用します。

修正後	幼児教育・保育の提供体制の確保
	☆ 幼稚園における長時間の預かり保育や2歳児を対象とした受入れの推進、また、地域の保育ニーズに合わせた既存の保育所等の定員構成の見直しなど、既存の保育・教育資源を最大限活用します。 ☆ 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけること等により、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めます。